

神戸交通労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年6月24日（月）16時00分～16時15分
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

1. 地下鉄隔日勤務者の勤務時間の見直しについて

【当局】 運輸課運転指令区海岸線担当の勤務開始及び終了時間について、現在は西神・山手・北神線担当と海岸線担当で同じ時間としているが、海岸線の営業運行の時間にあわせた勤務開始及び終了時間とすることで仮眠時間の確保を図りたい。具体的には、海岸線担当の勤務開始時間を4時35分から4時52分に、勤務終了時間を25時41分から24時41分に見直しを行う。

また、運輸課名谷乗務区については、現在の業務内容に合わせて、より効率的な勤務体制となるよう、名谷業務ビルと谷上駅に加えて、西神中央駅と新長田駅にも仮泊することとし、それぞれの業務内容に合わせて仮眠時間の延長を図ることとする。

これらの勤務時間の見直しは、令和6年7月1日から開始したい。

【組合】 名谷乗務区の勤務体制の見直しについて、効率的な勤務体制に変更するとの説明であるが、現場からは通常業務が勤務時間内で終わることができず、超勤対応が常態化する懸念があると聞いている。そのような状況が起これば、改めて見直しするよう申し入れる。

【当局】 今回の変更により、それぞれの業務内容に合わせた勤務体制となり、仮眠時間の確保につながると考えているが、ご指摘の懸念については、現場にもしっかりと伝えていきたい。

【組合】 提案内容については持ち帰り協議する。

2. 地下鉄北神線仕業の見直しについて

【当局】 地下鉄北神線担当の乗務員に関して、仮眠環境の改善のため、当面の間、谷上車庫を地下鉄乗務員の仮泊場所として活用することとする（谷上車庫で仮泊する乗務員は、18仕業及び19仕業を担当する乗務員とする）。

これに伴い、乗務付帯時分に「谷上車庫徒歩」として「10分（往復20分）」を追加する。

加えて、作業手順の簡素化・事故防止等の観点から、谷上駅における留置形式を変更することなどにより、仕業表の時間外勤務時間を、「平日675分（平均67.5分）」「休日167分（平均18.6分）」に変更する。

これらの仕業の見直しは、令和6年7月1日から開始したい。

【組合】 北神線の直営化については、各所属で課題が残っているが、各支部が了承してくれたおかげで3月17日から運用開始できたのではないのか。運用開始以降、課題などが発生した場合、改善に向け検討するのは当たり前のことであり、仮眠環境など勤務・労働条件に関連する事項については、早急に改善すべきである。特に今回は、北神線の直営化以降、現場職員から、現状の北神の仮泊室では仮眠できないので仮眠環境を改善してほしいと何度も訴えてきたものの、それに対する報告もなく、約3か月経過し、ようやく一時的な措置として改善する内容の提案である。この提案内容であれば、もっと早く対応できるはずで

あり、あまりにも遅すぎるとしか言いようがない。また、現場職員に対して、班長会議などで経過報告を行うべきではないか。

今回の提案内容は、一時的な措置としているが、今後、改めて仮眠環境を整備する際は、安全衛生委員会や支部交渉などで当該支部と労使確認した上で決定するよう申し入れる。

次に、谷上駅における留置形式について、事故防止の観点から変更したいとの提案内容であるが、3月11日の対局交渉において、組合より、「提案自体が遅れた経緯を報告すべきである」と申し入れ、それに対し当局は、「提案が遅れた理由として、留置線での留め置きや、泊車などの乗務付帯時分を検討するにあたり、実車走行や作業手順作成などの検証に時間を要し、作業決定が遅れたことによるものである」と回答している。これまでの取り扱いは、十分に検証を行い決定した内容ではなかったのか。

事故などを含めトラブルが発生した場合、その内容を検証し以後の対応方法を検討することは理解できる。しかし、それ以前に事故などのトラブルが発生しないように検討して対応を決定することが重要ではないのか。その認識が全く感じられない。もっと責任感をもって対応すべきである。

【当局】 谷上駅における仮眠環境の改善については、乗務員の声が上がってから、所属として、恒久的な対応、緊急的な対応など様々な検討を重ねてきた結果、7月から、まずは緊急的な対応として谷上車庫を活用することとなったものであり、ご理解をいただきたい。また、今後も、勤務労働条件にかかる事案については、しっかりと協議をしてまいりたい。

留置形式については、3月17日の直営化に向けた検討においても、作業手順や安全面も含めてしっかりと検討した結果、決められたものである。その後起きた信号冒進事故は、ヒューマンエラーであり、留置形式が主たる要因ではないと考えているが、結果として起きた事故を検証し、再発防止を図る中で、作業手順を簡素化しつつ、さらなる安全性を向上させるための変更を行うものである。

【組合】 提案内容については持ち帰り協議する。